

北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部
行 政 職 級
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道職員等の旅費に関する条例施行規則 (人事課) 1

規 則

北海道職員等の旅費に関する条例施行規則をここに公布する。

令和7年12月26日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第77号

北海道職員等の旅費に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道職員等の旅費に関する条例（昭和28年北海道条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（行政職給料表の各職務の級に相当する職務の級）

第2条 条例第2条第1項第6号の規則で定めるこれに相当する職務の級は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める職務の級とする。

(1) 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）第4条第1項第2号から第4号まで、北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。）第5条第1項第1号及び第3号から第5号まで並びに北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）第5条第1項第2号（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第2条第1項において準用する場合を含む。）に規定する給料表の適用を受ける職員 別表第1に掲げる職務の級

(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号。以下の号及び次号において「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員 次のアからカまでに掲げる区分に応じ、当該アからカまでに定める職務の級

ア 任期付研究員条例第5条第1項の給料表（以下この号において「給料表」とい

う。）の6号俸の給料月額を受ける職員（6号俸を超える給料月額を受ける職員を含む。）の職務の級 行政職給料表の9級の職務に相当する職務の級

イ 紙料表の5号俸の給料月額を受ける職員の職務の級 行政職給料表の8級の職務に相当する職務の級

ウ 紙料表の4号俸の給料月額を受ける職員の職務の級 行政職給料表の7級の職務に相当する職務の級

エ 紙料表の3号俸の給料月額を受ける職員の職務の級 行政職給料表の6級の職務に相当する職務の級

オ 紙料表の2号俸の給料月額を受ける職員の職務の級 行政職給料表の5級の職務に相当する職務の級

カ 紙料表の1号俸の給料月額を受ける職員の職務の級 行政職給料表の4級の職務に相当する職務の級

(3) 任期付研究員条例第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員 行政職給料表の3級の職務に相当する職務の級

(4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 知事に協議して定める職務の級

(5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号及び第2号に掲げる職員 用務の内容及び行政職給料表の適用を受ける者との権衡を考慮して任命権者が定める職務の級

（条例第2条第1項第9号の規則で定める者等）

第3条 条例第2条第1項第9号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者

(2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第1項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正10年法律第76号）第4条に規定する軌道経営者

(3) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者

(4) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業を經營する者

(5) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者

(6) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営む者

(7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者

(8) 外国における前各号に掲げる者に相当するもの

(9) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）第31条に規定する登録包括信用購入あっせん業者

(道との契約によりカード等（同法第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。）

2 条例第2条第1項第9号の規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

（条例第3条第2項第7号の規則で定める外国旅行）

第4条 条例第3条第2項第7号の規則で定める外国旅行は、条例第20条第1項第2号ア、イ又はエに規定する場合における外国旅行とする。

（条例第3条第6項の規則で定める場合等）

第5条 条例第3条第6項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 条例第3条第2項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

(2) 条例第3条第1項及び第2項（第1号及び第4号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第17条、第20条第1項及び第23条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

2 条例第3条第6項の規則で定めるものは、条例第27条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号並びに第13条第1項及び第2項に掲げる各費用について、当該各条及び条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

(2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する額を除く。）、家族移転費（宿泊手当及び移転雑費に相当する額を除く。）及び渡航雑費については、当該各種目について条例第6条並びに第14条、第15条、第17条、第19条、第20条第1項及び第21条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

(3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者（条例第4条第1項に規定する旅行命令権者をいう。以下同じ。）が認めた額

（条例第3条第7項の規則で定める事情等）

第6条 条例第3条第7項の規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 交通事故その他の条例第3条第7項に規定する者の責めに帰することができない事情

(2) 前条第1項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

2 条例第3条第7項の規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

(1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額

（旅行命令簿等の記載事項又は記録事項）

第7条 条例第4条第4項の規則で定める事項は、発令年月日、出発地、用務、用務先、到着地、旅行期間及び旅行命令権者の職とする。

2 旅行命令簿は、旅行命令権者が職員ごとに作成し、前項に定める事項のほか、所属部課等、住所又は居所、氏名、職、旅費の請求者並びに概算払及び精算払に係る支給年月日及び支給額を記載し、又は記録する。

3 旅行依頼簿は、旅行命令権者が旅行者ごとに作成し、第1項に定める事項のほか、住所又は居所、氏名、旅費の請求者並びに概算払及び精算払に係る支給年月日及び支給額を記載し、又は記録する。

4 旅行命令簿等は、備考欄を設け、旅行命令等の変更をする場合には、旅行命令等の変更の事実及び変更前の旅行命令等の発令年月日を記載し、又は記録する。

5 旅行命令簿等の様式は、別記第1号様式とする。

（旅行命令等の変更の申請）

第8条 旅行者が、条例第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足りる資料を提出しなければならない。

（請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項等）

第9条 条例第7条第1項に規定する請求書の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 次号に規定する赴任旅費以外の旅費を請求する場合又は返納する場合には、別記第1号様式による旅費請求書並びに別記第2号様式による旅費請求内訳書及び別記第3号様式による損失旅費等請求調書

(2) 赴任に係る旅費（以下「赴任旅費」という。）又は家族移転費を請求する場合又は返納する場合には、別記第1号様式による旅費請求書及び別記第4号様式による赴任旅費請求内訳書又は別記第5号様式による家族調書

(3) 概算払に係る旅費を精算する場合であって、当該精算額が概算払に係る旅費額と同一であるときには、別記第1号様式による旅費請求書

(4) 条例第3条第9項に規定する旅費に相当する金額を請求する場合には、当該金額に係

る旅費に応じた前3号に掲げる請求書

- 2 条例第7条第1項に規定する必要な資料の種類は、別表第2のとおりとする。ただし、旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合には、第5項に規定する請求書に相当するものをもって、同表に規定する額を証明するに足りる資料又はその支払を証明するに足りる資料に代えることができる。
- 3 条例第7条第6項に規定する記載事項又は記録事項は、別表第3の左欄に掲げる請求書の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる事項及び別表第4の左欄に掲げる種目の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる事項とする。
- 4 旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合における別表第3の規定の適用については、同表中「請求者」とあるのは、「旅行者」と読み替えるものとする。この場合において、前項で定める記載事項又は記録事項に準ずる内容が記載され又は記録され、かつ、支出命令者等が認めた請求書に相当するもの（請求する者の名称又は氏名及び住所が記載されたものに限る。）をもって、第1項第4号に掲げる請求書に代えることができる。
- 5 旅行命令権者及び支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者が請求書を提出した場合には、その請求内容が適切であるかを確認するものとする。
- 6 前項の場合において、請求書を提出した者が旅行役務提供者であるときは、旅行命令権者及び支出命令者等は、旅行者に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（旅費の精算に係る期間）

- 第10条** 条例第7条第2項に規定する期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行を完了した日の翌日から起算して2週間とする。
- 2 条例第7条第3項に規定する期間は、精算による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して2週間とする。

（鉄道賃に係る鉄道）

- 第11条** 条例第10条第1項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。
- (1) 鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの
- (2) 軌道法第1条第1項に規定する軌道に類するもの
- (3) 外国における前2号に掲げるものに相当するもの

（船賃に係る船舶）

- 第12条** 条例第11条第1項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。
- (1) 海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの
- (2) 外国における前号に掲げるものに相当するもの

（航空賃に係る航空機）

- 第13条** 条例第12条第1項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。
- (1) 航空法第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの

(2) 外国における前号に掲げるものに相当するもの

（特定航空移動等）

第14条 条例第12条第2項第2号の規則で定めるものは、一の旅行区間における飛行時間が8時間以上の移動とする。

2 条例第12条第2項第4号の規則で定めるものは、一の旅行区間における飛行時間が24時間以上の移動とする。

（自家用の自動車を使用して旅行をした場合のその他の交通費の額）

第15条 条例第13条第2項の規則で定める額は、37円とする。

（宿泊費基準額等）

第16条 条例第14条本文の規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。次条第1項及び第3項において「省令」という。）別表第2に定める額のうち当該各号に定める職員に適用される額とする。

- (1) 特定職員 指定職職員等
- (2) 職務の級が10級以下の者（特定職員を除く。） 職務の級が10級以下の者
- 2 条例第14条ただし書の規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。
- (1) 宿泊を伴う会議（これに準ずるものも含む。）の主催者から宿泊施設の指定があり、当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。
- (2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

（宿泊手当の定額等）

第17条 条例第16条の規則で定める1夜当たりの定額は、省令別表第3に定める額とする。

- 2 宿泊手当の額は、条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額
- (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額
- 3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、省令別表第3のとおりとする。ただし、条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の3分の1の額とする。
- 4 旅行者が旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当を支給しない。

（転居費の額）

第18条 条例第17条の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 運送事業者（貨物自動車運送事業法第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業を經營する者をいう。以下同じ。）により転居に伴う家財の輸送を行う場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 旧在勤地又は新在勤地のいずれかが離島（本州、北海道、四国又は九州に附属する島をいう。次項第1号ア及び第3項において同じ。）である場合 現に当該運送事業者に支払った額（任命権者が定める費用に相当する額を除く。以下この号、次項第1号及び第3項第1号において同じ。）（その額が5万円に満たないときは、5万円とする。以下この号、次項第1号及び第3項第1号において同じ。）

イ アに掲げる場合以外の場合 別表第5の1(1)アに定める上限額の範囲内で現に当該運送事業者に支払った額

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 別表第5の1(1)イの定額による額

2 条例第17条の規定による転居費の支給があった場合において、赴任の際移転しなかった当該職員の家族を赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に転居するときの転居費の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 運送事業者により移転に伴う家財の輸送を行う場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 旧在勤地又は新在勤地のいずれかが離島である場合 現に当該運送事業者に支払った額

イ アに掲げる場合以外の場合 現に当該運送事業者に支払った額。ただし、現に当該運送事業者に支払った額と前項（第1号アに係る部分を除く。）及びこの項（第1号アに係る部分を除く。）の規定により既に支給された額（以下この項において「既支給額」という。）との合計額が当該職員の赴任に係る別表第5の1(1)アに定める上限額を超えるときは、当該上限額から既支給額を減じた額とする。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 別表第5の1(1)イの定額による額。ただし、既支給額と同表の1(1)イの定額による額との合計額が当該職員の赴任に係る同表の1(1)アに定める上限額を超えるときは、当該上限額から既支給額を減じた額とする。

3 前2項に規定するもののほか、第1項第1号アに掲げる場合において、新在勤地が離島以外の地であるとき又は当該職員の家族が新在勤地以外の地に移転するときは、当該職員の家族に係る転居費の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 運送事業者により移転に伴う家財の輸送を行う場合 現に当該運送事業者に支払った額。ただし、現に当該運送事業者に支払った額とこの項の規定により既に支給された額との合計額が37万4,000円を超えるときは、37万4,000円から当該既に支給された額を減

じた額とする。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 別表第5の1(1)イの定額による額。ただし、この項の規定により既に支給された額と別表第5の1(1)イの定額による額との合計額が37万4,000円を超えるときは、37万4,000円から当該既に支給された額を減じた額とする。

4 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第2項に規定する期間を延長することができる。

（転居費の算定方法）

第19条 条例第17条の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。ただし、別表第5の1(2)に定める容積又は重量の範囲内において算定した額とする。

(1) 運送事業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送事業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものをを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送事業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の方法による転居費の算定に当たっては、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の道費による支給が適当でない費用として任命権者が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

（移転雑費の額）

第20条 条例第18条の規則で定める額は、別表第5の2に定める額とする。

（家族移転費の額）

第21条 条例第20条第1項第1号アの規則で定める額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その移転の際における職員の鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) その移転の際における職員の移転雑費に相当する額として、特定職員の配偶者及び子にあっては1万円、職務の級が10級以下の者（特定職員を除く。）の配偶者及び子にあっては8,000円

2 条例第20条第1項第2号アに規定する規則で定める額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その移転の際ににおける職員の鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) その移転の際ににおける職員の移転雑費に相当する額として、特定職員の配偶者及び子にあっては6万8,000円、職務の級が10級以下の者（特定職員を除く。）の配偶者及び子にあっては5万1,000円
(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第22条 同一市町村内（東京都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域内）における在勤庁の変更に伴う旅行については、公宅への入居若しくは退去を命ぜられて赴任する場合その他の公務上の必要により住所若しくは居所を移転した場合を除くほか、転居費、移転雑費、着後滞在費及び家族移転費を支給しない。
(渡航雑費として認める費用)

第23条 条例第21条の規則で定める費用は、次に掲げる費用（公務のため特に必要とするものに限る。）とする。

- (1) 保険料
- (2) 医薬品の購入に係る費用
- (3) 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用
- (4) 外国旅行に必要となる物の賃借料
- (5) 儀礼品の購入に係る費用
- (6) 予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税に類する又は付随する費用
- (7) 前各号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして任命権者が定める費用
(死亡手当の定額)

第24条 条例第22条の規則で定める定額は、93万円とする。

（退職者等の旅費）

第25条 条例第23条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- (1) 条例第3条第2項第1号の規定により旅費を支給する場合は、次に掲げる旅費
 - ア 職員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費
 - イ 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費
- (2) 本邦に出張のための外国旅行中の外国在勤の職員が条例第3条第2項第1号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、当該職員の本邦への

出張における出張地を旧在勤地とみなして前号アの規定に準じた旅費のほか、次号ウ又はエ及び次項の規定に準じた旅費

- (3) 条例第3条第2項第4号の規定により旅費を支給する場合は、次に掲げる旅費
 - ア 外国在勤の職員がその在勤地において退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として旧在勤地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費（着後滞在費を除く。）
 - イ 本邦在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費
 - ウ 外国在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧在勤地を経由しないで当該退職等に伴う旅行をした場合には、次に掲げる旅費
 - (ア) イの規定に準じた旅費
 - (イ) 家財又は家族を旧在勤地から本邦に移転する必要がある場合には、(ア)に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として旧在勤地から本邦内の地に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費
 - エ 外国在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧在勤地を経由して当該退職等に伴う旅行をした場合は、次に掲げる旅費
 - (ア) 出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として出張地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費
 - (イ) アの規定に準じた旅費

2 前項第3号の規定に該当する場合を除くほか、職員が外国旅行中において退職等となった場合において条例第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、前項第3号の規定に準じて任命権者が定めるものとする。

（遺族等の旅費）

第26条 条例第24条に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- (1) 本邦在勤の職員が条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費
 - ア 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
 - イ 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費
- (2) 本邦に出張のための外国旅行中の外国在勤の職員が条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、第4号アの規定に準じた旅費

(3) 条例第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

(4) 条例第3条第2項第5号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費
ア 出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

(5) 条例第3条第2項第6号の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じ、職員が居住地から帰住地（本邦内の地に限る。）に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費（着後滞在費に相当する部分を除く。）

(6) 条例第3条第2項第7号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

2 遺族が前項第1号から第5号までに規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第2条第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

（在勤庁等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費）

第27条 在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。次項において同じ。）又は旅行地（以下この項において「在勤庁等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤庁等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤庁等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から在勤庁以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤庁以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤庁に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

（本邦通過の場合の旅費）

第28条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。

2 前項本文の場合において、条例第20条第1項第1号の規定の適用については、本邦出発の場合にはその外国への出発地を新居住地又は居住地とみなす。

（年度経過等による区分）

第29条 移動中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過又は職務の級の変更等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

（船員等の旅費に関する特例）

第30条 条例第9条第1項に規定する職員に係る旅費については、別に規則で定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1の1（第2条関係）

行政職給料表の各級に相当する他の給料表の職務の級

行政職 給料表	公安職 給料表	海事職 給料表	教育職 給料表 (高校)	教育職 給料表 (中・小)	研究職 給料表	医療職 給料表	医療職 給料表(1)	医療職 給料表(2)	医療職 給料表(3)
10級									
9級					5級の5 号俸以上	4級	8級		
8級	9級		4級		5級の4 号俸以下	3級の5 号俸以上			
7級	8級		3級	4級 3級の17 号俸以上		3級の4 号俸以下	7級	7級	
6級	7級		特2級の 25号俸以 上 2級の49 号俸以上	3級の9 号俸から 16号俸ま で 特2級の 25号俸以 上	4級	2級の13 号俸以上	6級	6級	
5級	6級	5級	特2級の 17号俸か ら24号俸 まで 2級の41 号俸から 48号俸ま で	3級の8 号俸以下 特2級の 17号俸か ら24号俸 まで	3級の5 号俸から 12号俸ま で	2級の9 号俸から 12号俸ま で	5級	5級	
4級	5級	4級	特2級の 13号俸か ら16号俸 まで 2級の37 号俸から	特2級の 9号俸か ら16号俸 まで 2級の45 号俸から	3級の4 号俸以下	2級の8 号俸以下 1級の25 号俸以上			

			40号俸まで	52号俸まで				
3級	4級	3級	特2級の12号俸以下	特2級の8号俸以下	2級の25号俸以上	1級の13号俸から24号俸まで	4級	4級
			2級の25号俸から36号俸まで	2級の37号俸から44号俸まで		3級の5号俸以上	3級の5号俸以上	
2級	3級の9号俸以上	2級の9号俸以上	2級の9号俸から24号俸まで	2級の21号俸から36号俸まで	2級の9号俸から24号俸まで	1級の12号俸以下	3級の4号俸以下	3級の4号俸以下
			1級の41号俸以上	1級の41号俸以上	1級の45号俸以上		2級の9号俸以上	2級の29号俸以上
1級	3級の8号俸以下	2級の8号俸以下	2級の8号俸以下	2級の20号俸以下	2級の8号俸以下	2級の8号俸以下	2級の28号俸以下	2級の1級
	2級の32号俸以下	1級	1級の40号俸以下	1級の40号俸以下	1級の44号俸以下			

備考 1 この表において、「教育職給料表（高校）」とは、学校職員給与条例第5条第1項第2号アに規定する教育職給料表(1)をいう。

2 この表において、「教育職給料表（中・小）」とは、学校職員給与条例第5条第1項第2号イに規定する教育職給料表(2)及び市町村立学校職員給与条例第2条第1項に規定する教育職給料表をいう。

3 この表において、「医療職給料表(3)」とは、道職員給与条例第4条第1項第4号ウに規定する医療職給料表(3)（警察職員給与条例第5条第1項第5号に規定する医療職給料表を含む。）をいう。

別表第1の2（第2条関係）

定年前再任用短時間勤務職員の行政職給料表の各級に相当する他の給料表の職務の級

行政職給料表	公安職給料表	海事職給料表	教育職給料表（高校）	教育職給料表（中・小）	研究職給料表	医療職給料表(1)	医療職給料表(2)	医療職給料表(3)
10級								
9級						4級	8級	

8級	9級		4級		5級			
7級	8級		3級	4級 3級		3級	7級	7級
6級	7級				4級		6級	6級
5級	6級	5級	特2級	特2級	3級		5級	5級
4級	5級	4級	2級	2級		2級		
3級	4級	3級			2級	1級	4級 3級	4級 3級
2級	3級 2級 1級	2級	1級	1級	1級		2級	2級
1級		1級					1級	1級

備考 1 この表において、「定年前再任用短時間勤務職員」とは、北海道職員等の定年等に関する条例（昭和59年北海道条例第51号）第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員をいう。

2 この表の給料表の名称については、別表第1の1と同様とする。

別表第2（第9条関係）

請求書に添付する資料

区分	添付する資料
1 鉄道賃	運賃の等級及び額を証明するに足りる資料 その支払を証明するに足りる資料 任命権者が必要と認める資料
	条例第10条第1項第2号から第6号までに掲げる費用
2 船賃	運賃の等級及び額を証明するに足りる資料 その支払を証明するに足りる資料 任命権者が必要と認める資料
	条例第11条第1項第2号から第5号までに掲げる費用
3 航空賃	運賃の等級及び額を証明するに足りる資料 その支払を証明するに足りる資料 任命権者が必要と認める資料
	条例第12条第1項第2号及び第3号に掲げる費用

4 その他 の交通費	条例第13条第1項第2号から 第4号まで及び同条第2項に 掲げる費用	その支払を証明するに足りる資料 任命権者が必要と認める資料	11 条例第3条第2項（第1号及び第4号を 除く。）に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた1 の項から前項までに掲げる資料 職員、配偶者又は子の死亡及びその死亡地 を証明する資料（遺族が帰住した場合に限 る。） 遺族であることを証明する資料（請求者が 遺族である場合に限る。） 任命権者が必要と認める資料
5 宿泊費		その支払を証明するに足りる資料 条例第14条ただし書に該当することを証 明するに足りる資料（同条ただし書に該当 する場合に限る。以下この表において同 じ。） 任命権者が必要と認める資料	12 条例第3条第6項に規定する旅費	損失となる金額又は支出を要する金額を 証明するに足りる資料 旅行命令等の変更、条例第3条第1項、第 2項、第4項及び第5項の規定により旅費 の支給を受けることができる者の死亡又 は第6条第1項各号に掲げる場合に該当 することを証明する資料 同居する家族であることを証明する資料 （転居費のうち家族の転居に要する費用 又は家族移転費に相当するものを含む場 合に限る。） 任命権者が必要と認める資料
6 包括宿泊費		その支払を証明するに足りる資料 その移動に係る交通費の内容を証明する に足りる資料 任命権者が必要と認める資料	13 条例第3条第7項に規定する旅費	天災又は第6条第1項各号に掲げる事情 により旅費額を喪失したことを証明する に足りる資料 喪失額を証明するに足りる資料 任命権者が必要と認める資料
7 転居費		その支払を証明するに足りる資料 転居を証明する資料 同居する家族であることを証明する資料 （家族の転居に要する費用を含む場合に 限る。） 条例第20条第1項第2号ア又はイに規定 する許可を証明するに足りる資料（同号ア 又はイに規定する場合に該当するときに 限る。） 条例第20条第2項に規定する延長の許可 を証明するに足りる資料（同項に該当する 場合に限る。） 任命権者が必要と認める資料	14 条例第23条に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた1 の項から10の項までに掲げる資料
8 着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を 除く。）		その支払を証明するに足りる資料 第18条第2項に該当することを証明する に足りる資料 任命権者が必要と認める資料	15 条例第28条第1項に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた1 の項から10の項までに掲げる資料 条例第28条第1項の規定に該当するこ とを証明するに足りる資料 任命権者が必要と認める資料
9 家族移転費（宿泊手当に相当する部分を 除く。）		その支払を証明するに足りる資料 移転を証明する資料 同居する家族であることを証明する資料 第18条第2項に該当することを証明する に足りる資料 条例第20条第1項第2号ア、イ、ウ又はエ に規定する許可を証明するに足りる資料 （同号ア、イ、ウ又はエに規定する場合に 該当するときに限る。） 任命権者が必要と認める資料	別表第3（第9条関係） 旅費の請求に係る記載事項又は記録事項（請求書）	
10 渡航雑費		その支払を証明するに足りる資料 任命権者が必要と認める資料	区分	記載事項又は記録事項
			出張旅費精算請求書又は出張旅費概算請求書	支出命令者等の職及び氏名 請求者の所属部課等、職、職務の級及び 氏名 旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿 泊地（宿泊した場合に限る。以下この表 において同じ。）、種目及びその金額

	請求年月日 概算額、精算額、追給額及び返納額（これらについて、概算払に係る旅費を請求する場合に限る。以下この表において同じ。）	喪失以後の旅行に必要な旅費について、旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額 喪失事由 請求年月日																		
赴任旅費精算請求書又は赴任旅費概算請求書	支出命令者等の職及び氏名 請求者の所属部課等、職、職務の級及び氏名 旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額 請求年月日 概算額、精算額、追給額及び返納額	備考 1 旅行日ごとに記載又は記録する事項は、請求の内容が同一である、又は複数の旅行日にわたる旅費である場合には、複数の旅行日をまとめて記載することができる。 2 概算払に係る旅費を精算する場合であって、当該精算額が概算払に係る旅費額と同一であるときは、出張旅費精算請求書及び赴任旅費精算請求書のうち、出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額の記載又は記録を省略することができる。 3 請求書は、備考欄を設け、旅費の計算上参考となる事項を記載又は記録することができる。																		
死亡時旅費請求書	支出命令者等の職及び氏名 請求者の住所、死亡者との続柄及び氏名並びに死亡者の所属部課等、職、職務の級及び氏名（これらについては、請求者が遺族である場合に限る。） 請求者の所属部課等、職、職務の級及び氏名並びに死亡者の請求者との続柄及び氏名（これらについては、請求者が職員である場合に限る。） 請求額 種目及びその金額 請求年月日	別表第4（第9条関係） 旅費の請求に係る記載事項又は記録事項（種目）																		
旅費損失請求書	支出命令者等の職及び氏名 請求者の所属部課等、職、職務の級及び氏名（これらについては、請求者が職員である場合に限る。） 請求者の住所、職員との続柄及び氏名（これらについては、請求者が遺族である場合に限る。） 請求者の氏名（請求者が職員及び遺族以外である場合に限る。） 請求額 種目及びその金額 損失事由 請求年月日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>記載事項又は記録事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 鉄道賃</td> <td>条例第10条第1項第1号に掲げる運賃、同項第2号から第5号までに掲げる料金及び同項第6号に掲げる費用の各金額並びに合計金額</td> </tr> <tr> <td>2 船賃</td> <td>条例第11条第1項第1号に掲げる運賃、同項第2号から第4号までに掲げる料金及び同項第5号に掲げる費用の各金額並びに合計金額</td> </tr> <tr> <td>3 航空賃</td> <td>条例第12条第1項第1号に掲げる運賃、同項第2号に掲げる座席指定料金及び同項第3号に掲げる費用の各金額並びに合計金額</td> </tr> <tr> <td>4 その他の交通費</td> <td>金額（条例第13条第2項に規定する場合にあっては、路程）</td> </tr> <tr> <td>5 宿泊費</td> <td>夜数及び金額</td> </tr> <tr> <td>6 包括宿泊費</td> <td>夜数及び金額</td> </tr> <tr> <td>7 宿泊手当</td> <td>夜数及び定額</td> </tr> <tr> <td>8 転居費</td> <td>金額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	記載事項又は記録事項	1 鉄道賃	条例第10条第1項第1号に掲げる運賃、同項第2号から第5号までに掲げる料金及び同項第6号に掲げる費用の各金額並びに合計金額	2 船賃	条例第11条第1項第1号に掲げる運賃、同項第2号から第4号までに掲げる料金及び同項第5号に掲げる費用の各金額並びに合計金額	3 航空賃	条例第12条第1項第1号に掲げる運賃、同項第2号に掲げる座席指定料金及び同項第3号に掲げる費用の各金額並びに合計金額	4 その他の交通費	金額（条例第13条第2項に規定する場合にあっては、路程）	5 宿泊費	夜数及び金額	6 包括宿泊費	夜数及び金額	7 宿泊手当	夜数及び定額	8 転居費	金額
区分	記載事項又は記録事項																			
1 鉄道賃	条例第10条第1項第1号に掲げる運賃、同項第2号から第5号までに掲げる料金及び同項第6号に掲げる費用の各金額並びに合計金額																			
2 船賃	条例第11条第1項第1号に掲げる運賃、同項第2号から第4号までに掲げる料金及び同項第5号に掲げる費用の各金額並びに合計金額																			
3 航空賃	条例第12条第1項第1号に掲げる運賃、同項第2号に掲げる座席指定料金及び同項第3号に掲げる費用の各金額並びに合計金額																			
4 その他の交通費	金額（条例第13条第2項に規定する場合にあっては、路程）																			
5 宿泊費	夜数及び金額																			
6 包括宿泊費	夜数及び金額																			
7 宿泊手当	夜数及び定額																			
8 転居費	金額																			
旅費喪失請求書	支出命令者等の職及び氏名 請求者の所属部課等、職、職務の級及び氏名 請求額 喪失以後の旅行に必要な旅費額、喪失を免れた旅費額及び差引額																			

9 移転雑費	定額
10 着後滞在費	宿泊費に係る夜数及び金額、宿泊手当に係る夜数及び定額並びにこれらの合計金額
11 家族移転費	1の項から7の項まで及び前項の例に準じた記載事項又は記録事項、合計金額並びに旅行人員
12 渡航雑費	金額
13 死亡手当	定額

別表第5 (第19条、第20条関係)

1 転居費に係る上限

(1) 内国旅行の転居費に係る上限額

ア 運送事業者により移転に伴う家財の輸送を行う場合 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の当該右欄に掲げる額

区分	上限額
旧在勤地及び新在勤地がいずれも北海道内である場合	374,000円
旧在勤地又は新在勤地のいずれかが北海道外である場合	558,000円

イ ア以外の場合 5万円

(2) 外国旅行の転居費に係る家財運送量の上限

区分	上限
家財の運送単位を容積により算出する場合	職員 9立方メートル
	配偶者 9立方メートル
	子 (1人につき) 1.5立方メートル
家財の運送単位を重量により算出する場合	職員 360キログラム
	配偶者 360キログラム
	子 (1人につき) 60キログラム

2 移転雑費

(1) 内国旅行に係る移転雑費

区分	移転雑費
特定職員	32,600円
特定職員以外の者	24,000円

(2) 外国旅行に係る移転雑費

区分	移転雑費

特定職員	206,000円
特定職員以外の者	154,000円

別記第1号様式 (第7条、第9条関係)

旅行命令 (依頼) 簿兼旅費 (概算・精算) 請求書		
旅 行 命 令		精 算 確 認
	旅行命令権者	回 議 担 当 者
命 令		
変 更		

執行機関

発令年月日 年 月 日

旅行命令簿番号

年度

略科目	会計	執行事業	節	細節
旅行者	(内訳別紙)			
所属部課等				
職務の級	職 級 号俸			
職名等	〔行政職 級〕			
氏名	ほか 名			
用務				
旅行期間	年 月 日～ 年 月 日 日間			
出発地	金 額 円			
用務地	泊数		復命年月日	
	泊数		年 月 日	
	泊数		泊数	
	泊数		泊数	
	泊数		係保管	
概算額 円	精算額 円	再精算額 円		
追給額 円	返納額 円			
振込先銀行等及び口座番号				
上記のとおり請求します。			請 求	月 日
概算払の旅費を、同額精算します。			精 算	月 日
備考				

(日本産業規格 A 4)

備考 1 概算払に係る旅費を精算する場合であって、当該精算額が概算払に係る旅費額を下回ることとなり旅費を返納する場合には、本様式の「同額」の文字を「上記のとおり」に訂正すること。

2 回議欄は、部課等の実情に応じ適宜区分すること。

3 2人以上の職員（運賃等の計の額が異なる職員を除く。）に同一用務、同一用務地及び同一期間の旅行命令等を行う場合にあっては、別紙を使用することができる。

別紙

旅 行 者 內 訳 書

執行機関		年度	旅行命令簿番号		頁
命令番号	内訳内容				
職務の級	職級	号俸	〔行政職	級〕	
職名等					
氏名					
概算額	円	追給額	円		
精算額	円	返納額	円		
再精算額	円	金額	円		
上記のとおり請求します。	請求	月日			
概算払の旅費を、同額精算します。	精算	月日			
備考					
職務の級	職級	号俸	〔行政職	級〕	
職名等					
氏名					
概算額	円	追給額	円		
精算額	円	返納額	円		
再精算額	円	金額	円		
上記のとおり請求します。	請求	月日			
概算払の旅費を、同額精算します。	精算	月日			
備考					

職務の級	職 級	号俸	〔行政職 級〕
職名等			
氏名			
概算額	円	追給額	円
精算額	円	返納額	円
再精算額	円	金 額	円
上記のとおり請求します。		請 求	月 日
概算払の旅費を、同額精算します。		精 算	月 日
備考			

(日本産業規格 A 4)

別記第2号様式（第9条関係）

旅費請求証明書

(日本産業規格 A 4)

備考 1 この様式は、旅費の概算払若しくは精算払を請求する場合、概算払若しくは精算払を受けた後において更に請求する場合又は概算払に係る旅費を精算する場合であって当該精算額が概算払に係る旅費額を下回ることとなり旅費を返納する場合に使用し、別記第1号様式の旅費請求書に添付すること。ただし、知事が別に定める場合にあっては、この様式の使用を省略することができる。

2 外国旅行その他知事が別に定める旅行にあっては、この様式の運賃等及び宿泊手当、渡航雜費に係る事項については別紙を使用し、当該事項をそれぞれ所定の箇所に記入すること。

別紙

備考

(日本産業規格 A 4)

別記第3号様式（第9条関係）

損失旅費等請求調書 (損失旅費・喪失旅費・遺族旅費・死亡手当)		
請求者	氏名	
	死亡者との続柄	
死者	所属部課等	
	職名	
	職務の級	行政職 級 (職 級 号俸)
	氏名	
	請求者との続柄	
損失事由又は喪失事由		
算出根拠		

(日本産業規格 A 4)

備考 この様式は、条例第3条第6項若しくは第7項に規定する旅費、条例第24条に規定する旅費又は条例第22条に規定する死亡手当を請求し、又は返納する場合に使用するものとし、別記第1号様式の旅費請求書に添付すること。

別記第4号様式（第9条関係）

赴任旅費請求求証書

執行機関		年度	旅行命令簿番号		
宿泊手当夜数	夜	宿泊夜数	夜	宿泊夜数	夜
旅行雑費定額	円	宿泊費	円	包括宿泊費	円
宿泊手当等合計					
月 日	その他の 交 通 費	鉄 道 費			船 費
		J R 運 費	急 行 料 金	私 鉄 運 費	
計					
移転雑費		円	着後滞在費夜数	夜	渡航雑費
			着後滞在費	円	円
転居費		既支給額	円	合計	円
		円	差引額	円	
家族移転費			円	金 額	円
家 族 移 転 費 内 訳					
	日数等				合 計
鉄 道 費		円	円	円	円
船 費		円	円	円	円
航 空 費		円	円	円	円
その他の交通費		円	円	円	円
宿 泊 費	夜	円	円	円	円
包 括 宿 泊 費	夜	円	円	円	円
宿 泊 手 当	夜	円	円	円	円
移 転 雜 費		円	円	円	円
着 後 滞 在 費		円	円	円	円
渡 航 雜 費		円	円	円	円
備考					

(日本産業規格A 4)

- 備考 1 この様式は、旅費の概算払若しくは精算払を請求する場合、概算払若しくは精算払を受けた後において更に請求する場合又は概算払に係る旅費を精算する場合であって当該精算額が概算払に係る旅費額を下回ることとなり旅費を返納する場合に使用し、別記第1号様式の旅費請求書に添付すること。ただし、知事が別に定める場合にあっては、本様式の使用を省略することができる。
- 2 この様式の内容を補充する場合は、別記第1号様式の別紙を使用すること。

別記第5号様式(第9条関係)

家 族 調 書					
執行機関	年度	旅行命令簿番号			
旧在勤庁					
新在勤庁					
発令年月日 年 月 日	赴任月日	出発 着任 年 月 日 年 月 日			
家 族 移 転 区 間	出 到	発 着			
家 族 移 転 月 日	出 到	発 着 年 月 日 年 月 日			
家 族		人			
家 族 の 氏 名	生年月日	続柄	家 族 の 氏 名	生年月日	続 柄
家族の旧住所又は居所					
家族の新住所又は居所					
備考					

(日本産業規格A 4)

- 備考 この様式は、家族移転費を請求し、又は返納する場合に使用し、別記第1号様式の旅費請求書に添付すること。